

第七十二回 参議院外務委員会會議録第十二号

昭和四十九年五月十六日(木曜日)
午前十時四十分開会

委員の異動

五月十四日

吉武 恵市君

補欠選任

五月十五日

藤田 正明君

鍋島 直綱君

木島 義夫君

西村 尚治君

木村 睦男君

工藤 良平君

補欠選任

大竹平八郎君

山本 利壽君

増原 恵吉君

稲嶺 一郎君

長谷川 仁君

加藤シヅエ君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

伊藤 五郎君

平島 敏夫君

八木 一郎君

田 英夫君

稲嶺 一郎君

杉原 荒太君

増原 恵吉君

山本 利壽君

西村 関一君

羽生 三七君

沢田 実君

星野 力君

國務大臣

外務大臣

政府委員

外務大臣官房長

大平 正芳君

鹿取 泰衛君

外務省経済協力局長 御巫 清尚君

外務省条約局外務参事官 伊達 宗起君

外務省国際連合局長 鈴木 文彦君

運輸省船員局長 住田 俊一君

労働政務次官 菅波 茂君

労働大臣官房長 北川 俊夫君

事務局側 常任委員会専門員 服部比左治君

外務省アジア局長 中江 要介君

農林省農林経済局長 山田 嘉治君

通商産業省通商政策局経済協力部長 森山 信吾君

運輸省航空局飛行場部管理課長 服部 経治君

説明員

本日の会議に付した案件

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○業務災害の場合における給付に関する条約(第百二十一号)の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○国際協力事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(伊藤五郎君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十四日吉武恵市君が委員を辞任され、その補欠として木島義夫君が選任されました。また、昨十五日藤田正明君、鍋島直綱君、木島義夫君、西村尚治君及び工藤良平君が委員を辞任され、その補欠として大竹平八郎君、山本利壽君、増原恵吉君、長谷川仁君、稲嶺一郎君及び加藤シヅエ君が選任されました。

○委員長(伊藤五郎君) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院送付)を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は御発言を願います。

○星野力君 きょうは法案の審議ですから、私少なくとも三十分ぐらい質問させてもらえませんか。五十分とお願いいたします。

昨年九月、日本とベトナム民主共和国の国交が樹立しまして、これは給付法についてですけれども、大使の交換、大使館の設置を取りきめながらすでに八カ月になろうとしておる今日、それらのことが実現していません。この法案には私たちが賛成でありますから、あすにでも成立するではありませんけれども、この状態では、国交樹立一周年を迎えても大使館の設置はむずかしいのではないかと思われるのであります。日本政府としては、すみやかに大使を交換し、大使館を設置することに異存はないが、それに対応するベトナム側の体制が整わない。すなわち、原因はベトナム側にあると考えるようではあります。ベトナム側にあるのか、その点についてもお聞きしたいんですが、私は、両国の国交正常化を進めていく上で

政治的な障害が取り除かれていないためではないかと考えるのであります。太平洋戦争における仏印進駐という名前の日本のインドシナ侵略によって人命財産の上で最も大きな犠牲をしいられたのは北ベトナム地域の民衆であります。それにもかかわらず、戦後三十年になろうとしておるのに、そして国交が樹立されたにもかかわらず、この問題が解決されようとしていないこと、これが政治的な障害の一つ。もう一つは、昨年一月締結されたベトナムに関するパリ協定に対する日本政府の態度、日本政府はパリ協定を尊重せよというベトナム側からすれば要求、この二点に両国の国交正常化を進めていく上での基本的な問題があると思うのであります。政府の見解はいかがでございますか。

○説明員(中江要介君) 日本と北ベトナムとの間の外交関係の設定の合意ができたときの経緯につきましては、すでに国会でも何度か明らかにされているところだと思っております。一口で端的に申し上げますと、無条件で外交関係の設定に合意を得た。で、その外交関係の設定についてのいろいろの準備のために、ラオスにありますわが国の大使館と同じくビエンチャンにあります北ベトナムの大使館との間で鋭意話し合いを続けておるわけでございますけれども、いまだに大使館設置、具体的には大使館の開設に至っていないという点は、私も非常に残念に思っているところですが、これは御承知のように、わがほうだけが設置して終わるという問題でなくて、相互に設置するという話になるわけでございますので、北ベトナム側の事情とわがほうの事情というものを、あらゆる角度から意見を交換しながら、具体的な設置へ、遅々としてではございますけれども、話し合いを進めているというのが現状でございます。その場合に、いま先生御指摘の二つの問題点

のうちの第一の点につきましては、冒頭に申し上げましたように、無条件で外交関係の設定に合意したという、その合意に達した経過の中で明らかにされておりますように、日本側としては法律上にはこれはベトナム共和国との間の戦争終結と、あるいは賠償の問題、そういう問題で解決しているという立場でありますし、北ベトナム側には北ベトナム側の事情があったことは当然でございますけれども、そういう過去の始末についてこまかい法律的な立場をいつまでも議論するのでなく、前向きに、日本とベトナムとの間の建設的な関係を持とうというところで最終的に合意に達した経緯がございまして、戦争中の日本の行為につきましての考え方は、これはともかくいたしまして、ベトナムに対する援助の問題というのは、戦争が終わってからあの地域で発生しました不幸な事態であるベトナム紛争から生ずるいろいろの困難というものを、これは南ベトナム、北ベトナムを問わず、インドシナ半島全体についてあるわけでございまして、このインドシナ半島全体の不幸な災害に対する日本のでき得る寄与、協力というもののについては、これは差別なく、インドシナ半島全域にわたってこれを行なう用意があるということ、これは再三表明しておるところでございますので、この辺のところは、北ベトナム側でも事情は十分理解した上でいまの話だと、こういうふうにしております。

それから第二点のベトナム協定に関連する部分は、これは先生の御指摘のとおり、ベトナム協定というのは四つの当事者以外の国もこれを尊重するようにということが訴えられておりました、日本政府もいち早くベトナム協定を尊重するという基本的な姿勢は明らかにしておりますし、その線に沿って早くベトナムにおける和平が定着することを望んでおるわけでございまして、最近の事象にも見られますように、なかなかベトナム協定の筋書きどおりに進まないむずかしさというものが引き続きあるわけでございまして、日本側としては、ベトナムの和平協定を尊重して、その線でのベトナムの和平

の定着を強く望むという点は変わりはないわけですが、ただ、ベトナム協定を尊重することと、ベトナムにおける政権なり政府なりに対するそれぞれの国の承認関係、あるいは国際法上の地位の評価のしかたというものは、これは切り離して考えられるべきであるというところは、これはベトナム自身からも出てくる問題でございまして、日本政府は南ベトナムにおいてはベトナム共和国政府を一貫して正統政府と認めているという立場は、これは立場としてくずすわけにいきませんけれども、しかし、他方臨時革命政府というものがベトナム協定の当事者であるという事実は、これは尊重していかなきゃならないという、そのワケ内で対処していくという方針で臨んでいるわけでござい

す。

○星野力君 経済援助の問題について、北ベトナム側は多数国による共同援助は受けることに反対しておるようでありまして、日本政府としては、二国間援助という方式でも北に援助する方針かどうかという問題であります。

関連してお聞きしますが、昨年十月、世界銀行とアジア開発銀行の共同招請でインドシナに関する会議がベトナムに開かれました。インドシナに対する共同援助問題を討議するための十五カ国、四国、国際団体の国際会議でありまして、日本からは、この際においでになります御座る経済協力局長が団長で、外務、大蔵、通産、経済企画庁の各省庁から、たしか九人と思いますが、九人からなるところの参加代表団中最も多数の代表団が参加されたわけでありまして、会議の文書を読んでみますと、対インドシナ援助計画、インドシナということばが随所に使われておられますが、主要な課題はベトナム共和国、すなわちサイゴン政権に対する国際援助機構を設置することを話し合うことであつたと思われらるんであります。その辺のこともお聞きしたい。

それから続けて申し上げますが、アメリカはみずから署名したベトナム協定で、ベトナム民主共和国の復興に経済的協力をすることを約束しながら、

今日までそれを完全にボイコットしてきておる。他方では、サイゴン政権のための国際援助機構をつくり上げようとしておる。これではベトナム協定は結ばれても、ベトナム問題の真の解決への前途はなお遠いと思ふのであります。そういうアメリカの計画に、いま申しましたベトナムの計画など示されたように、アメリカのそういう計画の日本政府が最大の協力者になっておるということ、この会議の内容は明らかにしておると思ふのであります。その内容が明らかにしておると思ふのであります。会議の文書には、会議開催についての日本のイニシアチブを高く評価した個所があります。あの会議の実際の提唱者は日本政府ではなかったのか、これも質問でございます。

それからあの会議は今後も引き続き開くよう前回の決定になっておりますが、あの会議に今後参加されるのか、まずその辺のことを簡単によろしゅうございまして、お聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(御座る清君) 若干誤解がございまして、ようですのでも申し上げますが、昨年十月のベトナム会議は非公式の会議でございまして、御指摘のように、アジア開発銀行と世界銀行とが主催いたしました会議でございまして、したがって、この会議はあくまでも、普通ですと、こういう種類の会議では最後に共同発表のようなものが行なわれますが、非公式会議ということから何も発表も行なわれないで、ただもう一度さらに集まろうといういかんということだけが結論で終わっておるというところでございまして。

それからこの会議の目的とするところは、御指摘のように、インドシナ全域にわたる国際的な援助の仕組みをどういうふうにするかということでございます。そのインドシナという意味が、先生御指摘のように南ベトナムだけを意味するといふのは全くの誤解でございます。

それからいま申し上げましたように、第二回目を続けて一月、二月ごろにもやろうというふうな計画をそのときは考えましたけれども、諸般の事

情から、現在までのところ、第二回目の会議は開かれておりません。しかし、第二回目の会議を開くことが決定されました、世界銀行及びアジア開発銀行からこういう会議に参加してほしいという要請がございました。私どもその両銀行の加盟国でもございまして、インドシナ全域に対する国際的な援助の仕組みというもののについての討議に参加することはきわめて有益であると存じておりますので、おそろく参加するという決定が行なわれることになると思われます。

○星野力君 先ほど申しましたように、表面的にはインドシナ全域ということがうたわれておるんですが、その中でも、正直なものでして、当面の対象はインドシナ全体であるべきである、少なくとも四カ国のうちどれかの国がみずから除外されるのを望んでいることが明らかにするまではそうであるべきだ。言いかえれば、ベトナム民主共和国がそういう多数国の共同援助を拒否することはわかり切っているから、それは向こうが言うまではインドシナ全域ということばを使っておこうというような露骨な表現までこの会議の文書にはあらわれておるわけであります。この問題については、あらためてまたお聞きする機会があると思ひますから、きょうは時間ないからそこでやめておきますけれども、もう一点、南ベトナム共和国臨時革命政府に対する日本政府の態度の問題であります。先ほど次長はさうからお話ありました、臨時革命政府に対して日本政府が一気に外交関係を樹立するということにはいかにないにしましても、臨時革命政府と何らかの接触を持つということが必要ではないかと思ふのであります。ベトナム協定は、先ほどのお話にもありますように、南に存在する二つの政権の一つとして臨時革命政府の権威を承認しておるのでありますから、ベトナム協定を尊重するというからは、その方向で対処することが必要であると思ふのであります。たとえば、臨時革命政府の支配区域の人々の日本への入国を認めるなどということは、当然であると思ふのであります。そういうお考えがあるかない

か。先ほどのパリの国際会議では、臨時革命政府を全く黙殺、無視しておるわけでありまして、臨時革命政府ということばは、どこへも、一言も出てこない。この会議は、それ自体パリ会議に逆行しておる。パリ会議の尊重という方向には逆行しておる。その会議で日本が大きな役割りをなさておるといふのは、臨時革命政府はもろんでありますし、ベトナム民主共和国にしまして、日本のそのような態度に好感を寄せる道理はこれはないと思ふであります。

そこで、時間の関係でもう一つ質問いたしますが、私たちも含めまして、国会の、全会派の国会議員の有志で、ベトナム民主共和国国会代表団及び南ベトナム代表団の招待歓迎実行委員会というのがつくられております。その実行委員会の招待で、ベトナム民主共和国の代表団が、もうごく近い時期に来日することになっております。実行委員会としましては、引き続き、南の政治団体、南に国会までできておりませんから、臨時革命政府地域におけるところの政治団体、南ベトナム解放民族戦線と民族民主平和勢力連合の代表団を招待したいと思っておりますが、その場合、これらの代表団の入国を認めるべきだと、こう思うんであります。それについての政府の方針、これもあわせてひとつお聞きしたいと思ひます。

質問それだけでございます。

○説明員(中江要介君) ただいま御指摘の入国の問題についてお答え申し上げたいと思ふんですが、南ベトナムにありまして臨時革命政府の関係者、あるいは臨時革命政府の支配地域から来る南ベトナムの人たちの入国問題について、日本政府がどういうふうに対処しているかということ、これも繰り返していままで説明があったと思いますが、日本政府としては、これを一がい、すべて認めておるわけではなくて、その申請のありますこと、その入国の問題のメリットに応じた、適当な措置をとっていくという方針で臨んでおるわけでございます。最近、横浜で開かれましたアジ

ア卓球大会で、臨時革命政府の地域から日本におもむくということ、入国申請のありましたピンポンチームに対して、入国許可を、渡航証明書による入国を認めたという経緯は、御承知のとおりですが、あの一つのケースをとってみましても、その入国してからのあとの受け入れ団体と、日本政府当局との間の了解に、必ずしも合致しなかったという遺憾な事柄があったりいたしまして、なかなかいまの段階では、クリヤーに、本件について一般的な方針というものを打ち出すには至っておらないわけでございますけれども、基本的には、申し上げましたように、パリ協定の当事者であるという地位と、それから他方日本は、ベトナム共和国政府を南ベトナムにおける唯一の合法政府として認めてきているその立場と、そういうものを十分勘案いたしまして、そしてベトナム全域について、日本の考えるような平和が定着するようになり、つまり、言いかえますれば、パリ協定に基づく平和が定着することに貢献するような方向で検討していきたいということでございます。そういう一般的な方針から、いま具体的に、一応、将来の問題として御提案のございました、南ベトナムにおけるサイゴン政権以外の政治団体の代表の入国の問題はどうかという点でございますけれども、これも、したがって、その時点において、そういう具体的な入国申請がありました時点において、パリ協定に基づく平和の動きがどういふふうな状態にあるか、また、その言われまます団体というものの性格、また、その入国の認められている立場との間で、どのような調整が可能なのか、可能でないのかということ、そのケース、ケースに応じて、慎重に考えていきたい、こういうこと以上に、いまの段階で、何らかのはっきりした態度というものは出せないということでございます。

○星野力君 大臣のほうはございませぬか——じゃあやむを得ませぬ、終わります。

○委員長(伊藤五郎君) 他に御発言もなければ、

質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤五郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(伊藤五郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤五郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(伊藤五郎君) 民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締結について承認を求めの件

業務災害の場合における給付に関する条約の締結について承認を求めの件(いずれも衆議院送付)

以上両件を便宜一括して議題といたします。

両件につきましては、去る五月九日の委員会におきまして、趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は御発言を願います。

○田英夫君 最初に、いわゆるモントリオール条約の関連から御質問をいたしますが、これは一九七一年の九月に、いわゆる国際民間航空機関の、いわゆるモントリオール会議という形ででき上がったわけですが、日本代表はこれに出席をしておりましたが、署名をしなかったという

きさつがあるわけですが、これがどういう理由だったのか、この点からまず伺いたい。

○政府委員(伊藤宗起君) お答え申し上げます。

御指摘のように、わが国はこの会議に参加しておりましたが、署名はいたさなかったわけでございます。と申しますのは、協定の内容上でありまして、第一、つまり、この協定の対象となるその犯罪の定義と申しますか、内容につきまして、特に「業務中」と、「業務中の航空機」を破壊するといふようなことも一つの犯罪とするという規定がございまして、この「業務中」という概念が、わが国の国内法にはございせんでしたし、その点について、どの程度国内法において手当てし得るかの確たる見通しが得なかったこともございまして、その当時、条約の会議自体におきまして、署名は差し控えたということでございます。

○田英夫君 あとのILOの問題でも御質問しようと思つていたんですが、その条約と国内法との関係という点で、国内法の整備がなされていなく、あるいは国内法が不備であるために、条約批准ができないという状況がかなりあるんじゃないかと思ひますが、これもどうもその一つの例ではないか。いま伊達さん言われたとおり、国内法のほうに、そういう不備といふ部分がある、あるいは整備がなされていなく、あるいはこの条約の表現と、日本の国内法とがどうも一致しない部分があるということであつたということ、これは理解できますけれども、了解できますけれども、この条約自体の考え方からすれば、特に日本はハイジャック関係は非常にしばしば巻き込まれてい

るわけですから、現にこのモントリオール条約の精神にある地上の問題については、羽田自体で起つていゝるわけですから、そういうことからすれば、早急に国内法を整備するといふのはやるべきだと思ふんですが、ところが、三年かかっているというあたりが、非常にどうもいまのお答えがあつたにもかかわらず、納得できないんですが、その辺は一体どういふことなんでしょう。

○政府委員(伊藤宗起君) 条約と国内法との関係

でございますが、条約は当然のことながら、国内法の改廃ないしは新しい法律を制定する必要がある条約につきましては、条約自体も国会の御承認を得るべきものとして、国会に御提出して承認を得ている次第でございますが、その条約に入るために、やはり国内法というものを条約の規定を実施できるものとして、国会の御承認を得ておかなければなりません。したがって、ILOの場合には、国内法を条約に入れるように整備いたしました。そのあとで条約に入るといふような手続を履行してとっております。その他の条約につきましても、多くの場合、その条約の御承認を仰ぐ同一の国会に国内法の改正案を出しまして、同時に御承認を得るといふふうにしてございます。

このモントリオール条約につきましては、同時に今国会に運輸省の關係法律といたしまして法律案が出ております。時間が、批准がおくれるといふことでございますが、国内法の整備といふものが、なかなかそう、やはり量刑の問題等もございまして、国内での検討に若干時間がかかったといふことは事実でございます。確かに、モントリオール条約が作成されてから三年近くたっているわけでございますけれども、モントリオール条約の発効いたしましたのは、去年の一月の末でございますので、確かにおくれることはおくれれているのでございますが、それほどこの条約への参加がおくれるといふことではないといふふうに御了解いただきたいと思います。

○田英夫君 いまこの条約、まあ今年日本が加わることになるわけですが、加入状況はどの程度になつていますか。

○政府委員(伊達宗起君) この条約の加入状況は、現在五十一カ国が加入いたしております。

○田英夫君 その加入国の色分けといひますか、たとえば西ヨーロッパの国が多いとか、一番問題なのは、ハイジャックといふことになれば、すぐアラブの国といふことが思い浮かぶわけですが、アラブの国の状況はどうですか。

○政府委員(伊達宗起君) アラブの国でこのモン

トリオール条約に入っておりますのは、現在のところ、イラン、ヨルダン、リビアと三カ国でございます。署名した国は、エジプト、ヨルダン、イエメンの諸国が署名いたしてございます。

○田英夫君 大体その署名をしていふことからは、まあ正式に加入する、批准するといふことは見通ししてあるわけでしょうか、けれども、一番ハイジャック問題で関連の深いアラブ諸国が非常に熱心であるといふふうには思えないのです。その辺の背景は何か理由がありますか。

○政府委員(伊達宗起君) アラブ諸国がこの条約に入ることに熱心でないかどうか、実は私も同じくその点判断し得るような情報もございませんし、申し上げる立場にもないわけでございますけれども、ただいまの状況では、エジプトは現在批准ののための国内手続をとっているという状況にございまして、また、イラクでは本条約への加入はすでに決定して、同様に国内手続を進行中でございます。ここ数カ月中に加入手続を完了するであろうといふことでございます。レバノンでも国会審議中でございまして、一カ月ぐらいの間に批准をしたいといふことを、レバノンの当局は述べております。アルジェリア、チュニジア等については、加入の意向はまだ明らかでございせん。大体賛成の立場はとってございすけれども、近い将来において加入が実現するとかあるいは国内手続を進行中であるといふことではないようでございます。クエートは、昨年来、東京、ヘーグを含めまして、この三条約の批准を国会に求めているわけでございますが、いずれにいたしましてもこの東京、ヘーグの最初の二つの条約のほうを先に入りたいといふような方向で国内手続をとっておるようでございます。そのような状況であると御承知いただきたいと思います。

○田英夫君 もう一つ、われわれにとって記憶が非常に生々しいのは「よど号」の問題ですから、北朝鮮のことが気になるわけですが、これは加わっていないわけですか。

○政府委員(伊達宗起君) 北朝鮮はこの条約には

入っておりません。

○田英夫君 これは見通しがどうなのか、特に日本と北朝鮮の状況は現在のよう状況になつていふことが、「よど号」のような事件が起きる遠因でもあるし、また起きたときに非常に困難な事態を招いていると思うので、この点は根本はむしろ別のところにあると思ひますけれども、この条約に関する限りでも、北朝鮮が加わるというふうな見通しは全く持てないのかどうか。

○政府委員(伊達宗起君) 全く持てないかどうかについては、私もよくつまびらかにしておりませんけれども、現在のところ、私どもの承知してありますところでは、北朝鮮がこの条約に興味を示したとか、ないしはこれに加入するために具体的態度を示したといふようなことはございせん。

○田英夫君 もう一つの問題は、このハイジャックが起きたときに犯人に対する着陸地点の国の態度ですね、これはまあ非常に問題になるわけですが、いわゆる制裁条約といふものが考えられていふといふことですが、この点に関連して日本の政府の外務省のお考えはどうでしょうか。

○政府委員(伊達宗起君) 御指摘のように、ヘーグ、モントリオール条約につきまして、これらの条約上の義務を怠つたような、犯人を処罰しなかつたり、あるいは犯人の引き渡しをしなかつたような国に対して制裁を加えて、両条約の有効性を担保しようといふ思想がございまして、昨年度、ローマで会議が開かれたわけでございます。ただ御承知のように、遺憾ながらいろいろこの制裁の内容、程度それから制裁者をだれにするかといふようなことにつきまして、各国まづちの意見が出まして、その間の調整には失敗して、結局決議を採択いたしたという決議をいたしまして、終

履行を担保するような独立の条約をつくつたらどうであるかといふことで、この会議にも参加したわけでございますが、先ほども御説明申し上げましたように、いろいろと各国ばらばらの意見が出て、結局まとまるに至らなかつたという実情でございます。

○田英夫君 もう一つ、具体的問題として、昨年の夏に日航機がアムステルダム離陸後に乗っ取られた事件があつて、これが結局、ほうぼう回つたあげくに、ベンガジの空港で爆破されたといふ事件があつたわけですが、リビアの政府が犯人をその後どういふふうに取り扱っているのか、いまの問題に関連して、外務省接触しておられると思いますが、その後の状況はどうなつていふか、いかがですか。

○政府委員(伊達宗起君) 御指摘の事件につきましては、事件直後、外務省といたしましては、もしリビア側において犯罪人を処罰せず、ないしは犯罪人に対しての裁判権を行使した後に、日本国政府といたしましては、適当な措置を講じたいといふことを申し入れた経緯がございまして、リビア側の当時の反応といたしましては、いま申し上げました日本側の申し入れをする以前に、すでに向こうの情報文化大臣が犯人を処罰するといふことを明言してございまして、それからその後におきましても、向こうの政府当局の話では、犯人を処罰することは確実であるといふような言明をいたしております。ただ、先ほど申し上げました日本側の申し入れは、これは犯罪人引き渡しを申し入れたわけではございせん、その予備的な日本政府の意向の表明というだけで終わつてい

るわけでございます。犯人の処罰に關しまして、その後の情報は、実は私も入手いたしておりません。

○田英夫君 こういう条約ができることは大きな前進であり、けつこうですけれども、これだけではどういふ、この一連の条約ができて、ハイジャックが防止できるかどうかといふことは非常に疑問だと思ひます。そこで、運輸省の方もお

でなっていると思いますが、この日本の空港の、何といひますか、検査状況ですね。私も実は全国あるいは外国にもしばしば出かける関係で、空港で遭遇するのですけれども、実は、率直に言うてきわめて不愉快ですね、いまの状況は。何かくふうがちょっと足りないと思います。たとえばチュリヒあたりですと、個室ができていて、電話ボックスみたいなものがずらっと並んでいて、そこを通らないと待合室に入れない仕組みになっていて、そこで公衆の面前でなくて、男女別にボデータッチをやったり、荷物を調べるという一種の配慮があると思うんですよ。ところが日本の場合は、何か若い警備会社の人間が、公衆の面前でやっている。先日私羽田通ったならなせか私が通過したらブザーがなったんですね。別に身に寸鉄を帯びていたわけじゃないんですけども。そうするとそのガードマンが飛んで来て身体検査をするというから拒否しましたけれども、私拒否拒否したかといへば、警察官はその権限を持っているけれども、法律的には私はそれを拒否できると思っておりますから、いまのガードマンならば、それで拒否をしたら向こうは引き下がりました。そういうことではないのかどうか問題です、配慮が足りないと思うんですね。で、配慮し過ぎれば、これは何のために検査をしているかわからない。この辺はいいのいいと思っておられるのか、あるいは改善の余地があるのかどうか、この点はいかがですか。

○説明員(服部経治君) たいへん面目のない御指摘をいただきました。恐縮をいたしております。もともとこのような乗客の方々を対象としたしました、実際からだに触れたりする方法で行なわれる検査につきましては、それを受けられる側の方がそれを非常に不愉快にお感じになる、そういうことは私も十分承知はいたしております。したがって、実際の検査に当たっておりますがガードマンその他航空会社の職員等に対しましては、日ごろから十分そういうことのないように、できるだけ丁寧な配慮、検査を行なうように指導はいたしておるつもりでございますが、間々行き違いがございますことは、私どもとしても今後とも十分注意をしていかなければならない点であるというふうに考えております。

それから、いま御指摘のございました検査を拒否できるかどうかという点ですが、これは非常に突き詰めて申しますとむずかしい問題を含んでおるわけでございますが、現在のところ、私どもは航空会社の運送約款の中に、そういったハイジャック等の不法行為を防止するために必要な場合は、持ち込み手荷物、あるいは所持品の検査をすることがあるということを明記いたしまして、同時に、手荷物の検査を拒否された場合には、その手荷物の機内持ち込みをお断りすることがある、あるいは身体検査を拒否された場合には、旅客の搭乗をお断りすることがあるというように運送約款を各航空会社が設けて、それを根拠にいたしまして、実際の検査をやっております次第でございます。

それから、なお今後の検査につきまして、改善すべき余地はないか、もといいくふうはなにかという点の御指摘につきましては、今後とも私も至らないところはないかと思っております。努力をしてみたいと、かように考えております。

○田英夫君 いまの点は別の委員会でも機会がありましたらぜひいろいろお聞きをしたいと思っております。現状は私自身の経験でもきわめて不満足だと思ひますし、また、人権上の問題からも非常に問題があると、それから外国の実例などもっと調べになったほうがいいのじゃないかと思ひますが、時間がありまけんから、次のILOの問題に移りたいと思ひます。

労働政務次官おいでいたしておりますので、まずこのILO条約の批准という問題についての政府の根本的な態度を伺いたしたいと思います。実は例の問題になりました八十七号条約、たいへん大きな騒ぎになりましたが、あれ以来、どうもILO関係の批准ということについては非常に消極的なのではないかと、こういう感じがしてしか

たがないのです。さつき関係国内法との問題をちょっと触れましたけれども、たとえば今度のモントリオール条約の場合には、伊達さんから言われたように、条約を外務委員会でも批准を求めると同時に、同じ国会で関係国内法を提出されて、並行的に体制をでき上がらせていくということになっていくんですが、なぜかILOの問題だけは関係国内法のはうを整備しないと条約を批准しない、こういう形になっていると思ひます。この点は何が原因があるのか、いかがですか。

○政府委員(青波茂君) 労働問題の分野においては、ILOの条約は一般的な原則を定めておるものが多いわけでございますが、したがって、国内法令上は技術的な細目の規定も非常に多いわけでございます。また、条約と国内法との関係、必ずしも明確でない部分も多いわけでございます。したがって、ILO条約の場合には、条約の順守に支障を来たさないようにするために、労働行政を円滑に推進するという見地に立つて、条約の締結にあたっては、やっぱり事前に国内法令中抵触する部分の改廃、あるいは新たな立法措置をするというのが妥当であると思ひます。したがって、政府は昭和二十八年の十一月の閣議で、ILO条約の批准に關しては、立法を要する場合に、批准前に立法の措置を講じてこれにつき国会の議決を求めるといふような慣例がございまして、それに従っておるわけでございます。しかしながら、やはりできるだけILOの加盟国でもあります。まして理事国でもありますから、できるだけ積極的にその方向にやはり進んでいくのが当然であると思ひます。

○田英夫君 いまおっしゃった昭和二十八年の閣議決定そのものが実は、私らの立場からすると問題があるんじゃないか。つまりこのILO関係の問題は、労働組合が対象であり、労働者が対象であるという状況の中でのいろいろ問題がある。特に、自民党政府の立場からは問題があると。そこでそういう閣議決定をされたらと思うんですけども、

けれども、そこに非常に問題があると思ひますね。で、むしろ現行の日本の国内法、政府・自民党が整備されている国内法が国際的な労働関係の通念と違っていると、そういうものが多いから、まあ非常に手直しをしなければならぬ。ほかの一般的な条約の場合ですと、関係国内法はこれは条約と並行してその精神にのっとったものがつくりやすいけれども、なぜか労働問題については、自民党側のお立場から国際通念と違つた法律をつくつてしまつていて、ここに問題があるんじゃないかと、私ははつきり思うわけですが、この点について政府はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(北川俊夫君) 田先生御指摘のようにILO、いわゆる労働問題に關しましては、労使の意見の対立、あるいは非常に微妙なものの考え方の違いというものが、いままでの条約批准に反映をしないというところは言えないと思ひます。ただ、いま政務次官が御答弁いたしましたように、ILOの条約の中には、ものによつて原則のみを述べておるものもございまして、きょう御批准の承認の審議をお願いしておりますが、たとえば百二十一号条約等につきましては、業務災害につきましてどの程度の額を補償すべきか、あるいは対象となすべき職業病の名前はこういうものをあげておるものが多いとございまして、したがって、労働関係の法令との突き合わせという点では、一般の条約、国内法と違ひまして、専門的、技術的な検討を要するといふ点は特質としてやむを得ないと思ひます。ないか、そういう観点で、私たちは条約の批准にあたりましては、やはり国内法に詳細にわたつて不備のないような検討をいたして批准をするという従来の方針をとらざるを得ないと思ひます。ただ、その方針のゆえに、ILOの条約について消極的である、あるいは非常におそいではないかという御批判につきましては、このところ私たちも十分反省をいたしております、この数年の間、毎年国会に二件ないしは三件、あるいはことしは一件でございますけれども、条約の批准案件の審

議をお願いするという態度をとっておりますので、この点御了承いただきたいと思ひます。

○田英夫君 そうですね、お答えにもかわらず、たとえば今度の公務員のスト権の問題などは最も明快な実例だと思います。これはもう御説明するまでもなく、ILOの空気というものははっきりしている。ところが、日本の国内法では、公務員のスト権を禁止して、それをたてに日教組の大弾圧というようなことをいまして、この問題についてどういふふうにお考えですか。

○政府委員(青波茂君) いま田先生のおっしゃったとおりでありまして、ILOの百二号という条約については、疾病とかあるいは失業、老齢及び業務災害の各部門において条約の基準に適合しており、批准可能とは考えておりますけれども、社会保障全般にかかわる実問題でもありますので、ただいま厚生省とも協議の上、批准の方向に検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○田英夫君 これなどはぜひ、さつき私が申し上げたような意味からも、次の国会にはぜひお出しただきたい。

もう一つ、百十一号条約、これはつまり差別待遇をしない、雇用及び職業についての差別待遇をしないという目的の条約だと思ひますが、これはもともと日本がかつてベルサイユ平和条約時代に主張したのがもとだといわれているので、これなども、いわゆる人種差別ということに対して日本政府が積極的に取り組んでいるということを示す意味からも、いまアパルトヘイトなんというところが非常に問題になっているときに、特に南アフリカへの日本の経済進出ということに関連をして日本政府に対する批判がアフリカ諸国からある、こういう中でこの条約を批准するということは、非常に外交的にも意義があると思うんですが、この点、労働省並びに外務省のほうのお考えも伺いたいと思ひます。

○政府委員(北川俊夫君) 百十一号条約につきましては、いま御指摘のように、人種とか、あるいは皮膚の色、それから国民的出身、社会的出身等々を理由として雇用、職業の差別待遇をしない、こういう内容のものでございます。わが国においては、御承知のようにそういうことでの差別がございまして、法令においてもこれに反するようないは国民的出身、そういうものにつきまして法令上明記する必要があるのかどうか、その辺のことを従来からILOと詰めて行なっておりますが、まだ明確な答えを得ておりませんので、いまその点の詰めを行ないまして、先生のおっしゃるように、国際的事情から百十一号条約の批准ということはたいへん望ましいと、こう考えておりますので、前向きに検討いたします。

○田英夫君 あと具体的に伺いたいんですが、ILOの百二号条約ですね、これはついぶん以前にILO総会で採択されているわけで、社会保障の最低基準に関する条約で、たしか九つの条件について三つですか満たされればよいと、こういうことだと思ひますが、これなどは、日本の国内法と照らしてすでにその最低の条件は満たされているんじゃないかと思ひますが、この問題についてどういふふうにお考えですか。

○政府委員(青波茂君) いま田先生のおっしゃったとおりでありまして、ILOの百二号という条約については、疾病とかあるいは失業、老齢及び業務災害の各部門において条約の基準に適合しており、批准可能とは考えておりますけれども、社会保障全般にかかわる実問題でもありますので、ただいま厚生省とも協議の上、批准の方向に検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○田英夫君 これなどはぜひ、さつき私が申し上げたような意味からも、次の国会にはぜひお出しただきたい。

もう一つ、百十一号条約、これはつまり差別待遇をしない、雇用及び職業についての差別待遇をしないという目的の条約だと思ひますが、これはもともと日本がかつてベルサイユ平和条約時代に主張したのがもとだといわれているので、これなども、いわゆる人種差別ということに対して日本政府が積極的に取り組んでいるということを示す意味からも、いまアパルトヘイトなんというところが非常に問題になっているときに、特に南アフリカへの日本の経済進出ということに関連をして日本政府に対する批判がアフリカ諸国からある、こういう中でこの条約を批准するということは、非常に外交的にも意義があると思うんですが、この点、労働省並びに外務省のほうのお考えも伺いたいと思ひます。

○政府委員(北川俊夫君) 百十一号条約につきましては、いま御指摘のように、人種とか、あるいは皮膚の色、それから国民的出身、社会的出身等々を理由として雇用、職業の差別待遇をしない、こういう内容のものでございます。わが国においては、御承知のようにそういうことでの差別がございまして、法令においてもこれに反するようないは国民的出身、そういうものにつきまして法令上明記する必要があるのかどうか、その辺のことを従来からILOと詰めて行なっておりますが、まだ明確な答えを得ておりませんので、いまその点の詰めを行ないまして、先生のおっしゃるように、国際的事情から百十一号条約の批准ということはたいへん望ましいと、こう考えておりますので、前向きに検討いたします。

○政府委員(北川俊夫君) 百十一号条約につきましては、いま御指摘のように、人種とか、あるいは皮膚の色、それから国民的出身、社会的出身等々を理由として雇用、職業の差別待遇をしない、こういう内容のものでございます。わが国においては、御承知のようにそういうことでの差別がございまして、法令においてもこれに反するようないは国民的出身、そういうものにつきまして法令上明記する必要があるのかどうか、その辺のことを従来からILOと詰めて行なっておりますが、まだ明確な答えを得ておりませんので、いまその点の詰めを行ないまして、先生のおっしゃるように、国際的事情から百十一号条約の批准ということはたいへん望ましいと、こう考えておりますので、前向きに検討いたします。

は皮膚の色、それから国民的出身、社会的出身等々を理由として雇用、職業の差別待遇をしない、こういう内容のものでございます。わが国においては、御承知のようにそういうことでの差別がございまして、法令においてもこれに反するようないは国民的出身、そういうものにつきまして法令上明記する必要があるのかどうか、その辺のことを従来からILOと詰めて行なっておりますが、まだ明確な答えを得ておりませんので、いまその点の詰めを行ないまして、先生のおっしゃるように、国際的事情から百十一号条約の批准ということはたいへん望ましいと、こう考えておりますので、前向きに検討いたします。

○政府委員(鈴木文彦君) ただいま御指摘ございました点につきましては、いま労働省のほうから御説明ありましたような点も加えまして、特にその人権関係の条約、できるだけ早く日本も参加すべきであるというたてまえから検討を続けておりますが、具体的に御指摘のありましたこの百十一号条約につきましては、関係省との間にできるだけ早く国会の御承認を仰ぐ手続を進めるようにというところで、目下鋭意努力いたしております。

○田英夫君 時間がありませんが、もう一つ具体的な条約について伺いたいんですが、六十九号ですか、船舶の料理人の条約ですね。これも日本では使用者側も、労働者側といいますが、料理人の側も、きわめて積極的であるというふうに聞いているんですけども、この問題、これをやはり早く批准すべきではないか、この点はいかがですか。

○政府委員(住田俊一君) お答え申し上げます。この六十九号条約というのは、先生ただいま御指摘のように、船舶調理人の資格証明書の有すること、受けること、それから資格付与、こういった要件について定めた条約でございます。これによりまして、船内におきます食生活の向上なり、あるいは司厨関係者の地位、あるいは資質の向上、こういったことを目的とした条約でございます。

○政府委員(住田俊一君) お答え申し上げます。この六十九号条約というのは、先生ただいま御指摘のように、船舶調理人の資格証明書の有すること、受けること、それから資格付与、こういった要件について定めた条約でございます。これによりまして、船内におきます食生活の向上なり、あるいは司厨関係者の地位、あるいは資質の向上、こういったことを目的とした条約でございます。

ちなみに、この採択は一九四六年に付されまして、発効は一九五三年でございます。批准国数は二十カ国でございます。で、これにつきましては、運輸省といたしまして、非常にこの条約の重要性にかんがみまして、鋭意関係方面と検討を加えておたところでございます。特に問題点は次の点でございます。この条約の適用船舶をどういった点に限るかということが第一点、それから年齢をどうするかということ、それから海上の勤務期間をどうするか、こういった三つの点がポイントでございます。これにつきましては、運輸省といたしまして、従来この司厨部員に関する詳細な調査を行なつてまいりました。また、これにつきまして現在集計中でございます。またあわせて、船主関係と労使が一体になりまして、この問題についての検討を加えております。

○田英夫君 いまの料理人の問題も、関係国内法は局長のお答えでもあんまり問題がないと思ひますが、国内法のほうはどうですか。

○政府委員(住田俊一君) お答え申し上げます。現在これにつきましては、国内法令の整理を前提として検討しております。省令の改正ということも前提にいたしまして、部内はもとより、関係機関とも検討している段階でございます。

○委員長(伊藤五郎君) 他に御発言もなければ、両件に対する質疑は結局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤五郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより両件の討論に入ります。――別に御発言もないようですから、これより順次採決に入ります。

○委員長(伊藤五郎君) 他に御発言もなければ、両件に対する質疑は結局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤五郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより両件の討論に入ります。――別に御発言もないようですから、これより順次採決に入ります。

○委員長(伊藤五郎君) 他に御発言もなければ、両件に対する質疑は結局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤五郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより両件の討論に入ります。――別に御発言もないようですから、これより順次採決に入ります。

まず、民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件を問題に供します。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(伊藤五郎君) 全会一致と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、業務災害の場合における給付に関する条約(第百二十一号)の締結について承認を求めるの件を問題に供します。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(伊藤五郎君) 全会一致と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、両件の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(伊藤五郎君) 御異議ないと認め、さように決定いたします。

○委員長(伊藤五郎君) 国際協力事業団法案(衆議院送付)を議題といたします。

本案につきましては、前回の委員会におきまして趣旨説明及び補足説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○西村閣一君 私は、経済協力事業団法案の質疑に入ります前に、わが国の経済協力の基本姿勢、基本方針、そういうものについてまず伺いたいと思います。

○国務大臣(大平正秀君) この国もそうでございますけれども、とりわけ、わが国の平和と繁栄が世界の平和と繁栄に深くかかわりを持っており、最も深くかかわりを持っておりる国の一つだと思

います。したがって、われわれがかり得た繁栄はこれをひとり占めすることなく、発展途上国に分ち合うということとはわが国の国際的義務でございます。世界の平和に寄与するゆえんであると思ふのでありまして、国際的義務として経済協力を今日まで推進してまいり、今後も推進していかねばならぬと考えております。その場合の方針といたしましては、わが国の経済的利益に奉仕させる、あるいはわが国の経済的支配を確立するというようなことであつてはいけません。でございまして、援助を受け入れる相手国のアスピレーション、計画、そういうものを十分理解し、それに対しましてわが国が資金的にも技術的にもどのように協力するかということではない。ならば、第三の問題といたしまして、わが国の経済協力はそれほどの程度までやりまうと、一応の評価を世界的に受けられるかという目安でございまして、私も私としては、先進諸国、わが国もそれに仲間入りをいたしておりますけれども、先進諸国の平均、先進諸国並みのところまでは持つていくべきでないかと思つておるのであります。で、その場合、わが国の場合は、量的には先進諸国並みのところへ持つてきて——到達してまいつております。GNPに対する比率から申しまして一先近くに近づくておるわけでございまして、それ自身は誇るべきことであると思ふのでございまして、しかし、内容に立ち入つてみますと、まず第一に政府援助が少くないこととございまして、たいへん先進国に比べてその点見劣りがするわけでございまして、政府援助が少くないということは、次に申し上げる援助条件が先進国に比べて全体としてきびしいということにも通ずるわけでございまして、質的に申しまして、援助の条件が先進国に比べて見劣りがするということとございまして、当面、政府援助をふやし、あるいは条件の緩和、質的改善をはかるということに力点を置いていかなければならぬと考えております。

○西村閣一君 わが国の利益を優先するんじゃない、相手国のニードを中心とした協力である。またしたがって、もとより相手国を支配するといふ意図が隠されておるといふようなことは絶対にない、そういうことではないんだというお話でございますが、また、その経済協力援助の質も量も相当増加しておる、また、その内容もよくなつておるといふのであります。なせ開発途上国における対日感情、特に東南アジア諸国における対日感情が必ずしもよくないか、むしろ各地において非常に悪化しておる、その状態がいまだに消滅してないというところは一体どういうところにあるんでしょうか。その点に対する政府の反省の上に立つて、この事業団の審議を国会に求めておられるというふうに理解するんです。その点いかがでございましょうか。

○国務大臣(大平正秀君) わが国の経済援助というものは、いま御指摘になりましたわが国に対する受け入れ側の評価ということとの関連でございまして、経済援助ばかりでなく、わが国の経済進出、そういうものも一緒にございまして、対日感情、対日評価が出ておるわけでございまして、経済援助だけを取り出して、それに対する反響はどうかということになります。私が先ほど御答弁申し上げましたような点について十分気をつけてまいりますならば、その点に関する限りにおきましては、さほど大きな批判、攻撃にさらされるというようなことは私はないものと思つております。しかし、わが国は自由体制をとつておる国でございまして、わが国の経済的進出が民間人の手で、民間のインシアチブにおきまして、先方の民間人と話し合つて進められておるわけでございまして、その限りにおきまして、数々の問題が出ておることは御指摘のとおりでございまして、これにつきまして、そういうことを通じまして、その国のGNPもふえてまいりますし、雇用も増大してまいりますし、経済の自立も進むわけでございまして、マクロに見ますと、その政府としても、国民としても、冷静に見るとそれなりの評価はしていただけると思うのでございまして。しかし、その経済進出に伴う成果を直接身に受ける方は限られておるわけでございまして、多くの国が多くの失業者を擁しておるという場合におきまして、一部の者が利益を受けておることに對して、すなわちそれを評価されるということが必ずしも期待できない場合が私は多いのではないかと思つております。同時に、その場合わが国として反省せざるべからぬことは、それぞれの国はそれぞれ個性的に発展を遂げ、固有の伝統を持つておる国でございまして、そういう社会に入つていく場合におきまして、その社会との調和ある融和をはかつてまいらなければならぬわけでございまして、往々にして日本人というのは閉鎖的でございまして、善意ではございしますが、先方の商慣習に必ずしもなじまないということが往々にして起きています。いろいろな摩擦が起つておることとございまして、したがって、そのあたりは、先生の言われるように、われわれのほうで十分反省もし、十分の用意をもつてかかつていかなければならぬ面が、いかに思つております。しかし総体といたしまして、われわれの経済援助とかあるいはわれわれの経済進出に對しまして、批判がない状態が期待できるかという、私はできないと思つてございまして、つまり経済的プレゼンス自体がもう批判の対象になるわけでございまして、ちょうどわが国におきましてアメリカという国がいつもプレゼンス自体が問題になるようなものでございまして、非常にエモーションナリイに問題になるのでございまして、そういう意味では、そういう批判がなくなるといふことを考えるのはオプティミスティックに過ぎるのではないかと思つております。私どもとしては、鋭意具体的に改善すべきものは改善しながら、相手国の立場に立つて、十分な理解をもつて進めてまいるように努力を続けてまいりたいと思つております。

○西村閣一君 従来、日本の経済援助のあり方につきまして、ややもいたしますという、相手国の

資源並びに労働力を目当てにして、日本の企業の進出をはかるというようにとられるきらいがないではなかった。

〔委員長退席、理事平島敏夫君着席〕

そういう点につきまして、大臣の先ほどの御答弁によりまして、そうではないのだ、あくまでも相手国本位の経済協力外交でなければならぬということでありまして、通産省は必ずしもそういう考え方に立って従来から相手国に進出する日本の企業に対して臨んでおったかどうかといえますと、必ずしもいま大臣のおっしゃったような考え方に立ってはいない過去の問題があると思います。そうでありまして、いろいろなトナブルが起つてきておるんじゃないか。で、その意味におきまして、私はこの事業団法案はもろん外務省が主管であり、主務大臣は外務大臣でありますから、大臣のおっしゃったとおり行なわれると思いますが、通産、農林等の関係各省との緊密な連絡、提携ということが、この事業団法をお出しになる時点においてできておるかどうかが、そしてまた、今後、いま大臣の述べられたような方針に関係各省が一致した理解のもとにやれるかどうか。つまりことはをかえしましたならば、わが国の経済協力外交といえますか、まあ局長もここにきておられるんですが、そういうことが必ずしも十全でなかったというふうに私は感ずるのであります。つまり経済外交のあり方、経済協力政策の実態がどういふところに進められてきておるかというこの反省とまた転換がなければ、相手国の反日感情をなくし、かつ喜んでこれに応ずるとつまりそういう相手国の、大臣のおっしゃっている相手国本位の経済協力、経済援助でなければならぬと、こう思うんでございますが、その点、局長は当面の担当者ですが、これは各省との関係はどうなっていますか。

○政府委員(御座清尚君) 西村先生御指摘のような、従来からの各省間の連絡の不十分というようなことがありましたとすれば、それは政府開発援助についてというよりは、むしろ民間企業、

先ほど大臣からお答えいたしたような経済的なその他の行為なんかにについてもあるいは言われるのかも知れませんが、ただ今回のこの国際協力事業団に關します限りは、この法案の第四十三条(主務大臣等)というところに規定してございますように、農林業につきましても農林大臣及び外務大臣、それから鉱工業に關しましては外務大臣及び通商産業大臣の共管ということになっておりますし、そのほか法律上協議をすべき大臣も定められておりますし、またそれ以外にも関係各省にわたる事項が多々ございしますので、実際上いろいろな点で緊密な連絡をとりながら、外務大臣が主管大臣としてやるべき仕事をなさっていくというふうな点に欠陥がありましたとしても、今後はますますこれを改善する方向で進めてまいりたいと思っております。

○羽生三七君 関連。

いま西村委員から経済協力に対する基本的な姿勢についてお尋ねがあつて、その関連で外務省と他の省との協力関係についてもお尋ねがあつたわけですが、そこで私どうしてもわからぬことは、相手国——被援助国と日本側が援助や協力問題について協議をする場合に、外交案件として外務大臣が協議の任に当たるのか、あるいは最初からこの事業団の主務大臣がこれに当たるのか、あるいはおおよそ外務大臣が話をつけたものを、この実務だけを主務大臣が扱うのか。この点は、お互いに協力関係といったって、それはそういう抽象的なことではわからないので、具体的に、相手国と経済協力をやる場合には、外交案件として問題になった場合に外務省が主管をしていくのか、最初から事業団の主務大臣も一緒にやるのか、あるいは外務省がおおよそきめたものを主務大臣が事業主体としてやるのか、そういう点も具体的に説明していただかぬと、単なる協力関係ということだけでは理解できない。

○政府委員(御座清尚君) ただいまの私の御答弁

は、この国際協力事業団に關する限りの各共管と協議とかいう大臣間の関係を申し上げたわけでございますが、この国際協力事業団は、そもそもわが国が行ないます経済協力のすべてをカバーしておるものであると考えておりませんで、従来からたとえば政府借款を出しますような場合には、これは借款を出しますのは経済協力基金を通じて、あるいは輸出入銀行を通じて借款を出すわけでございますが、そういう場合の従来からのやり方というものは、そのまま継続されるという点の御認識をいただきたいと思つてございます。

で、その点の従来からのやり方と申しますのは、大体におきまして、関係の各省が集まりまして、今度のこういう案件についてこういうような報告も出ておるから、この程度の借款をこういう条件で供与しようというふうな相談を関係各省はいたすわけでございますが、その際、土台となります何といひますか基本的な考え方を作成するのは、大体において従来から外務省が責任者として主としてこういう場合、外交案件と羽生先生おっしゃいましたけれども、という部類に入るものでございまして、それを関係各省と協議して関係各省の合意の得られたところで、また外務省の出入を通じてあるいはまた先方からやってくるという代表団との交渉も外務省の場において行なうと、その際にも、先方の出しますいろいろな要件等の変化が見られました場合には、そのつど各省と協議をして緊密な連絡をしていくというふうなやり方です。つまりこれは変化はないわけでございます。事業団につきましては、もちろん主務大臣間の協議共管という点につきましては、今後ますますこの法文の規定しますような密接な連絡をとっていききたいという点が新たに加わってくるというふうにお考えいただければありがたいと存じます。

○羽生三七君 もう一点だけ。

外務省なり他の各省間との協議ということばかりですが、事業団の主務大臣は一体どういう役割

割りを果たすのかということですね。各省と協議を一緒にやるということなのか、事業をやる場合の主体が主務大臣ということなのか、その辺はこれどうもはっきりしないのですが、外交案件なりあるいはその他の問題について、たとえば外務省なり農林省なり通産省なり、それぞれが協議をすることはわかりますが、事業団の主務大臣は一体何をやるのか、どうもそのところ、はっきりしないので、もう少し詳しく。

○政府委員(御座清尚君) 政府が事業団といったようなものをつくり出す目的は、政府自体の手で実際上の仕事をやるべきことが必ずしも適当でないというふうな場合、そういう事業団とか公団とかいうものをつくつて、それを通じて政府のやるべき仕事をやらせるといふ形でございまして、この場合もまさにそのとおりでございまして、国際協力事業団というものができまして、政府が本来直接手を下してやらなければいけないようなことも事業団にかわつてやらせるというふうなことが起こってくる。

〔理事平島敏夫君退席、委員長着席〕

その場合に、監督官庁たるものがその主務大臣という名前では呼ばれるわけでございますが、それにつきましてこの法文の第四十三条に示しておりますとおり、事業団の役員、職員とか会計とか、そういった管理的な業務に關しては外務大臣が主務大臣。その前に、第三十八条に、主務大臣がこの事業団を監督すると書いてございまして、そのあとにその主務大臣の意味として、四十三条がいま申し上げたような管理的業務は外務大臣。それから事業団の業務の範囲の中で、第二十一条に示されております従来海外技術協力事業団がやっておりまして第一号、第二号の業務について、それから海外移住事業団がやっておりまして第四号の業務について、並びにその他若干の事項については外務大臣が主としてその監督をなさると。それから第二十一条のうちで第三号に掲げる業務の中で、先ほど申し上げましたように、農林業の開発に關するものと、それらの業務に關するもの

のについては外務大臣と農林大臣。第二十一条第一項三号の中で鉱工業の開発に關係するものについては外務大臣と通商産業大臣が主務大臣となる。すなわち、そういうものについては、共管のお二人の大臣がそれぞれ監督をなさると、こういう意味でございまして、実際に業務を実施いたしますのは、この場合は国際協力事業団がこれを実施するということになるわけでございまして。

○羽生三七君 もう一点だけ。そこで、その対外折衝する場合に、事業団の主務大臣もたとえ外務大臣と一緒に協議するような場合があるのか、きまつたものを事業団の主務大臣が運営するとか実行するという事柄だけなのか、対外折衝の場合は一体どういう役割りを持つのか、その点を承りたい。

○政府委員(御座清尚君) これは、たとえば例を従来から存在しております海外技術協力事業団、このいまの申し上げました法文でいきますと第二十一条の一項一号の場合のようなことで考えてみますと、技術協力でございますので、どの国にどのような技術協力をやろうかというような基本的なことは、まずその予算の問題がございまして、それから、外務省の中にそのための予算が計上されて、それが海外技術協力事業団に交付金とか委託費とかいうかっこうで渡されるという形になります。そしてまた、海外技術協力事業団がそのために必要なこまかい計画、たとえば研修員の受け入れという事業でございまして、その年の予算の範囲の中でどの国からは何人受け入れるというようない計画を、大体これまで出ております要望等を照らし合わせてつくりまして、そうしてそういう計画に基づいていよいよ相手国との折衝に入ります場合には、外務大臣を、もしくはその出先でありますところの在外公館を通じて相手国と話し合う、そのところを羽生先生が外交案件というふうにご指摘になるのでありますれば、外交案件たるその部分は外務大臣がみずからやりになるわけでございまして、実際に今度そこで研修員を、たとえば十人派遣するということを先方が希望して、

こちらもそれを受け入れるということになりますれば、あとの実務は今度は事業団がまた実施するという關係になってくるのでございまして。それと同じことが今度の事業団においても起こるわけでございまして。

○西村閣一君 いやどうも御座局長の御答弁、私も伺っております、羽生委員の質問に対する答弁、まだちょっと私もわからない。しかし、それに触れておるとはかのことと言えないから、また次の機会にいたしますが、私がいま大臣に伺っておりますのは、この事業団法の中に盛り込まれている条文的の根底にある理念の問題、経済協力の理念の問題及び過去の経済協力に対する反省の上に立つて、どのような具体的な方向転換をしていくべきであるかということをお伺いしておるものであります、その点につきまして、先般の衆議院の外務委員会における附帯決議が出ておりますね、この附帯決議によりまして、南北問題が一段と複雑多様化してあるので、これらの相互間に摩擦と緊張を招いていて、この現状を踏まえて、先進国の一員であるところのわが国は、国際連帯の原理に立脚して、互恵平等、内政不干渉の原則を確認するとともに、長期ビジョンの策定を行なう、これまで蓄積してきた資本と技術を活用し、供与して、これら開発途上地域の経済及び社会開発と国民福祉向上のための自助努力に協力し、開発途上地域の緊張と摩擦をやわらげ、究極的に永続的な世界平和を経済的繁栄の基礎固めに貢献すべきである、という附帯決議がついていられるわけなんです。この附帯決議の文言にみても、政府としては長期ビジョンに立つた政策策定、こういうことをやらなければならぬ、その用意があるはずだと思ふんでございまして、その考え方に基いてこの事業団法が国会の審議を経た上で実施される場合に、たとえばある一定の時期に報告書を国会にお出しになるというお考えがあるかどうか、その点伺っておきたいと思ひます。

○國務大臣(大平正芳君) 先ほど御座君からも御説明申し上げましたように、事業団それ自体は実務を遂行する手段にすぎないわけでございまして、ポリシーメーカーはあくまで政府の責任でございまして。したがって、衆議院で附帯決議がございましたが、これは政府に対して、経済協力政策を推進していく場合に心がけべき指針として決議されたものと承り承りいたしております。したがって、いま西村先生のおっしゃるそういう方針に従ってやりました結果を、どういう姿で国会をへしめといたしまして一般に御報告し、御理解をいただくかというところでございまして、これは事業団そのものよりは政府の責任であると思ひます。そのことにつきまして、従来御案内のように通産省が経済協力について相当まとまった報告をお出しになった経緯がございまして、これはいわゆる経済協力白書というタイトルのものでは、まだそこまではなっていないわけでございまして、そこで私どももいたしましてはいろいろの用意をいたしまして、各方面の御要望もございまして、各省と協力して政府として経済協力白書というようなものを一つ用意してみよう必要があるんじゃないかと考えておりました、これは経済協力事業団、まあ国際協力事業団ばかりでなく、オーパーオールな経済協力全体につきまして御理解をいただく便宜のために考えてみたいと思っております。

○西村閣一君 次に、海外投資のあり方につきまして伺いたいと思ひますが、大蔵省はきょうは呼んでなかったと思うが、来ておられますか。大蔵省、それから通産省はどうですか、大蔵省は見えてないですね。これは従来海外投資の実績につきまして、業種別、地域別及び今後の予測等につきまして、大蔵、通産から、いま、そういうことをにわかに出せと言っても無理かも知れませんが、国会に出していただく、委員会に出していただく用意がございまして、

○説明員(森山信吾君) ただいま御質問の点でございまして、まず実績につきましてこの席で御答弁させていただきますと思ひますが、昭和二十六年からいわず海外投資がスタートしたわけでございまして、四十八年の十二月までの実績をた

だいま持っております。合計いたしますと、総件数にいたしまして約八百八十七件、金額にいたしまして九十六億ドル、こういう実績になっております。それから、御質問の第二点の今後の予測でございまして、これは御承知のとおり、現在投資は自動認可制になっておりまして、これは一部例外を除きまして原則として自動認可制になっております。日銀の窓口で受け付けをすれば投資ができる、こういう仕組みになっておりますので、必ずしもどの程度の予測をすることができるといふことは必ずしも問題でございまして、国際収支の観点その他からの調整は、今後大蔵省あるいは外務省とも十分協議しながら検討させていただきます、かように存じておる次第でございまして。

○西村閣一君 この海外投資のあり方につきまして、へたをいたしますと相手国を摩擦するという心配があるわけなんです。ですから、この海外投資のあり方につきまして、やはり大蔵、通産と緊密な連絡をとりながら、外務省がきちんとしたチェックをしなればならない。チェックをすることが海外投資の自由化に伴ってなかなか困難だと思ふのでございまして。しかし、経済外交、協力外交ということを考える場合に、そのことを抜きにしてはやはりむずかしい、こう思うのですが、その点外務省としては、どう考えていますか。

○政府委員(御座清尚君) 確かに仰せのとおり、その各地域、あるいは各別、あるいは各業種別にそういうようなチェックができることは望ましいというところは仰せのとおりでございまして、外務省といたしましては、各地域、各国につきましてそういう業績を情報として常時フォローはいたしておりますが、それをチェックして、ここは多過ぎるとかというようないふ具体的な各関係省に申し上げるだけの権限もございませんし、必ずしも現在そういう点までは実行はしておりません。将来は、できるだけそういう日本の海外経済協力といったような面から見て、不ぐあいの

起らないように、できる限りの努力をしていきたいというふうに思っております。

○西村閣一君 私は、権限の問題を言っているんじゃないくて、そのことの必要であるかないかということを言っているわけです。これはやはり政府として、その点の相手国側の国民感情及び相手国側の資源及び労働力を日本が収奪するというものために投資されておるといふような印象を与えないような、地域的な配慮が私、必要だと思っております。それが外務省として権限があるかないかというところじゃなくて、内閣として私はそういう配慮のもとにやらないと問題の解決にならないと思うのです。その点大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(大平正芳君) ついこの間まで、日本はまだ資本の輸入国であつたわけです。それでよく日本が資本が非常に輸出に成長してきたことは、たいへん私は日本の名譽のためにいいことであつたと思つてゐるわけでございます。そういう意味では、むしろ逆に海外投資というものを促進してまいるということが政府の態度でなければならぬと思つてゐます。のみならず、OECDに日本が加盟いたしました、あのOECDのコードを受諾する場合にはいろいろ日本が留保をつけておつたのでございますが、これはOECDとしては資本の輸出あるいは輸入、そういうものについては資本の輸出あるいは輸入、そういうものにあなたが言われるようにチェックするということに對してはきつめて厳格な態度で、そういう障壁を取り除くという方向にOECDが機能しまして、日本もだんだんと国際収支面でも改善を見てまいりましたので、逐次、在来留保しておつたものもはずしてまいって、投資の自由化ということにきたわけでございます。その後、したがって、そういう貿易の自由化と同様、資本の自由化ということをおこなつて実現するかのことが戦後日本政府がかかえておりました国際経済政策面における非常に重要な課題であつたわけでございます。それがようやく世間並みのところに持つてこられたいまの段階でございます。それはそれと

して着実に進めてまいることが、わが国の国際信用から申しまして必要だと思つたのであります。ただ、いまあなたが御指摘になつた問題は、それと全然角度が變つた問題でございます。資本輸入側における国民感情からいたしまして、その資本のマネーについて、あるいはその資本を輸入すること自体がいかに悪いのかの問題もそういう角度からもう一ぺん輸出側で、根っこでひとつ検討をしてみる必要があるではないかという御指摘でございます。それはそういうポリシー、そういうお考え方も、私、一応理解できます。理解できますが、従来の経緯はいま私が御説明申し上げましたような経緯で、それをむしろ自由化の方向にいつているということをおまづ御理解いただきたいというところで、それはそれなりに進めなければならぬという立場にあるということも御理解いただきたいと思つてゐますが、いま御提起になりました問題につきましては、一つの問題意識をお示しになられたと思うのでございまして、どのように考えていくべきかということについて、とくに私も御答弁申し上げる用意がいらないのでございまして、御指摘の点につきましては、御趣旨をよく承りまして検討をさせていただきますと思つてゐます。

○西村閣一君 次に、中東諸国に對する経済協力の問題であります。先般、政府が中東諸国に對して約束せられた経済協力の内容、規模、実行時期、効果の見通し等について伺いたいと思つてゐます。

○政府委員(御座清尚君) 昨年十月に中東紛争が發生いたしました以後、政府が特使というような形で大臣その他に御出張願つたのは三件ございまして、第一番目に昨年十二月に三木副総理が特使としてお出かけになりましたが、その際お約束になりましたのは、エジプトにおきましてスエズ運河の拡張工事の計画がございまして、これに對しまして三百八十億圓を金利二%、返済期限二十五年間、そのうち据え置き七年、こういう有利な条件で円借款を供与するということをお約束になりました。その後、エジプトからはハテムさんという副総理がやはり日本にお見えになりました、二月でございまして、その際に、三木副総理との間に、これは商品援助と、それからプロジェクト援助という形によりまして三百億圓の円借款を供与するということをお約束になりました。最初に申し上げましたエジプトのスエズ運河の場合、御承知のように、現在兵力引き離し等の影響を受けてまして、スエズ運河の再開の方向に向かつて事態が進みつつございまして、まだこの運河が自力では船が沈んでおりますとか、土砂が詰まっておりますとかいふことがございまして、これをまず片づけないといけない、これをするのに約一年ぐらいの日子が必要であるという話でございまして、したがって、それが終わつて、現在の運河のままで通行可能になつた後にこの拡張工事に取りかかるということでございますので、しばらくまだ公式のお約束にはならないであろうと思われまして。

それから二番目の三百億圓の円借款につきましては、半額がプロジェクト援助でございまして、その中にどういふプロジェクトが盛り込まれるか、エジプト側の意向等も聴取しておる段階でございまして、間もなくそういったようなところがはっきりし次第、公式のいわゆる交換公文というような形がで上がるものと期待しておりますが、その後に、さらに貸し付け機関との間に貸し付け契約ができれば実施に移るということでございます。ただし、商品援助につきましては、昨年の四月の末に、別に商品援助が一千万ドルでございまして、供与されておまして、それが現在進行中でございまして、そちらのほうの様子も見えて実行の様子も見ながら進めたいかなければならぬと、こういう事情がございまして。

それからその次に、中曾根通産大臣がやはり中近東諸国をお歩きになりました際にできました約束は、これはあるいは森山部長から申し上げたほうがいいのかもしれませんが、イラクにおかれまして、たとえばLPGのプラントでありますとか、製油所でありますとか、そういうものに対して

まして、民間の信用供与と政府借款とを合計して約十億ドルというものを供与する、その割合いたしましては、大体一対三の割合というふうなことで、その平均の金利といたしましては五・二五%というふうなことでお話し合いをなされました。これにつきまして、その後イラク側と細部の打ち合わせを続けておる段階でございまして、同時に並行して、これは三木特使がおいでになりましたときからの話でございまして、経済技術協力協定といったようなものをつくりたいという先方の希望がございまして、それについての案文を目下日本政府内部で固まり次第先方に提示していく、この両者がからみ合つておりますので、いまその準備をしておる段階でございます。

それから続いて小坂特使が三木特使の回られなかった諸国をお回りになりましたわけでございますが、その際お約束になりましたのは、アルジェリアに對しまして円借款百二十億圓、それからジョルダン、スーダン、モロッコの三国に對しましてそれぞれ三十億圓ずつの円借款を供与することをお約束になりました。これらにつきましては、大体において電気通信関係のプロジェクトが中心になるものというふうな思われておりますが、先方からプロジェクトの内容等がだんだんはつきりし次第、公式の交換公文を取り結んで実行に移していきたいというふうな、目下それぞれ相手国と話し合いを続けておる状態でございます。

こういうことによりまして、もちろんこれらの諸国は、あるものは産油国でもございまして、あるものはこれら諸国は、いずれも中東にあるものながら開発途上国ということで分類されておるわけでございますので、これらの国の経済的發展をいささかなりともわが国のこういった経済計画によつて促進することができるとあらうということとを期待しておるわけでございます。

○西村閣一君 政府が、いまお答えになりましたように、中東諸国に對して広く、また、きめこまかく手を伸ばされて援助のお約束をなさつたということは、それなりに私は理由があると思つし、

批判するものがありませぬ。ただ、近年石油危機が世界的に、特にわが国を襲ってまいりましたその時点で、石油資源を求める身かわりとしてこういう経済援助がなされるということは、少し私には日本の経済外交のポイントをはずれているんじゃないかと思うんです。これは長期の見通しに日本政府が立っていない、私はそういうことを言いたくないのですけれども、出たとこ勝負のような印象を受けるんです。あくまでもこの経済援助がそれぞれの国の民生及び福祉、それから国民の経済生活の向上という点に当てられておるといことが根本だと思えますけれども、一体資源の所在というものはどこにあるか、資源ナショナルイズムといわれる問題が、資源はこれは世界の人のちのものだという考え方と、それからそれぞれの国のものがある、資源ナショナルイズムといわれる点のかみ合わせを政府は一体どういうふうにとらえておられますか、これは大臣にお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) 中東諸国に対しては政府があたふたとミッシンを繰り出して、場当たりで経済協力を申し出たというように見えるじゃないかということでございますが、実は、中東諸国に対しては従来とも技術協力、経済協力をやっておるわけでございまして、今回のことが、何も新しいことを特にやったわけではないと御理解をいただきたいと思ひます。

それから第二点といたしまして、このお三方をわすらわして向こうへ参りましていろいろなお約束をいたしましたことは、オイル外交というように世間でとられておるんでございすけれども、非常に心外なんでございまして、私も別に油はしきでやったわけでは決してないんです。あなたがいま言われましたように、長い信頼と友好の基盤をつくることでございまして、経済協力政策の基本をはずすことなくやって、経済協力を進めていく純粋なものと御理解をいただきたいんでございす、当時の雰囲気から申しますと、油の危機がございしたもんですから、何か政府がなりふ

りかまわず経済協力を押し売りして歩いておるじゃないかというように受け取られたことは非常に心外なんでございすけれども、実はそうでないんでございす。その証拠に、油をちょうだいしておるのはサウジであれクウェートでございすけれども、その他の諸国からそんなにわれわれのほうは油をちょうだいしてないわけではございす。今後もそんなにちょうだいする展望もないわけではございまして、多くの国に対して、それぞれわれわれ日本として考えられる協力を差し伸べようという意味のものでございすので、その点そういう意味のものでございすので、きたいと思ひます。

それから資源ナショナルイズムの問題でございす、これは国連におきましても、資源というものはその所在が主権を持つという原則はすに確立されておるわけでございまして、私もそれに賛成をいたしてきておるわけでございまして、その点につきましては異議を差しはさんでいないわけではございす。それを、ただそれが、あなたが仰せられるように、世界のために、世界平和のために、世界の繁栄のために有効に働くことが望ましいと考えておるわけでございまして、それをどのように資源を活用されるかという点につきましては、その資源保有国の主権というものは尊重していかねと考えておるわけでございす。わが国のように、目に見える資源というものは乏しい国でございすけれども、われわれはまた目に見えぬ資源を持っております、これはわれわれの主権的な判断で、われわれの技術、われわれのノウハウというものは、これを使していくのと同じ理屈でございまして、そういうものがお互いに互恵平等の立場で交換されて、世界のためになるように考えてまいるべきものと思ひます。

○西村閣一君 もう私の時間がなくなりましたので、あと一点だけ質問をいたしまして質問を終りたいと思ひます。

この事業団は、いわゆる新規業務として開発途上地域等の社会開発、それから農林業及び鉱工業に協力するための必要資金を供給することになっておる。具体的にどのような計画がなされているか、社会開発、それから農林業及び鉱工業に協力するための必要資金を供給するかどうか、プロジェクトを持っておられるか、それは個々にわたっては私もいろいろお尋ねしたいことがございすけれども、時間がありません。その点だけ伺って、またそのあとの質問は次の機会に譲りたいと思ひます。その点をお答え願ひたい。

○説明員(山田嘉治君) 農林業関係の協力のプロジェクトにつきまして、私からお答え申し上げます。

現在東南アジアでございすとか、あるいは中南米諸国等におきまして、これらの国におきまところの食糧の自給度をまず向上させたいという欲望、それから同時に、これらの国の輸出農産物の生産を拡大したいという観点から、これらの国におきましては農林業開発に非常に最近積極的に取り組みつづけてございまして、これに関しましてわが国に協力をしたいという期待が寄せられております。

若干の例を申し上げますと、たとえばフィリピンでは稲作、トウモロコシ等の開発、あるいは森林を造成してほしいというようなこと、それからタイではトウモロコシの開発をやりたい。それからアフリカのマダガスカルでは肉牛の開発、それからブラジルでは大豆、マイロ―これはコウリヤンでございす、マイロ等の開発につきましてわが国に協力をしたいという要請が寄せられております。

このような相手国からの要請を踏まえまして、現地の実情に即しまして具体的に対象の地域とか、対象の事業をこれからきめてまいるといふことになるのでございまして、まず十分な事前調査を行ないまして、また相手国側とも十分な話し合いを行ないまして、先ほど御答弁がありましたように、あくまで相手方の立場に立つてこの事業を

やっていくという立場で慎重にとり進めてまいりたいと考えております。

○説明員(森山信吾君) 鉱工業の分野につきまして、私からお答え申し上げます。

通産省関係は、この国際協力事業団におきまして新規事業としておりますけれども、実は、昭和四十五年の二月以来こういった関連の事業を実施いたしております、これは財団法人海外貿易開発協会というところで事業を実施いたしておりますわけでございまして、それが引き続いて、この新しい協力事業団ができましたら、こちらのほうに移行して国のベースで仕事をやる、こういうことになるわけでございす。したがって、そういう意味では、実質的な新規業務というわけではございません。従来業務を引き継いでやるといふことでございす、現在考えております鉱工業分野の開発プロジェクトにつきましては、実はまだばくとしたものだけでございまして、これはといったものをきめておるわけではございせん。これは先ほどから話のございすように、相手国の御要望に応じてプロジェクトを考えてまいりたい、こういうふうな考えでございますが、ただ、私どもにいま非常に強く相手国側から注文を受けておりますのは、たとえばインドネシアのアサハン計画というのがございまして、これはインドネシアのスマトラのトバ湖という湖の水を利用いたしましてアルミ製錬をやりたい。同時に、この水力開発をすることによりまして地域住民の福祉の向上といひましようか、スマトラ地域の中小企業の振興、あるいは電力のない住民に對しまして電力を供給する、こういう業務に一体となつた計画をぜひ推進してほしいということがいわれておりますので、この問題につきましては、通産省といたしましてはぜひ取り上げさせていただきます、こういうふうなふうに思っておりますけれども、まだ関係官庁との十分な打ち合わせは行なわれておりません。

それからペルーにミチキジャイという銅鉱山がございす、これも相手国政府から非常に強い

要望がございまして、この銅鉾山の開発はきわめて有望なものでございませうけれども、ただ残念なことに非常に山奥にございまして、その辺のインフラストラクチャーの整備が行なわれてないために銅鉾山の開発がなかなか進まない、ぜひこれは日本の手で協力をしてほしい、こういう要望もございまして、この点につきましても、関係官庁の御了承が得られればぜひ推進をしまいたい、かように存じておる次第でございませう。

○政府委員(御巫清尚君) ただいま農林業及び鉱工業についての御説明がございましたので、残りますのはいわば住民の福祉向上のための社会開発関係の業務でございませうが、これにつきましては、全くこれ新しいことでございまして、具体的にどういふ仕事をどういふふうにするかは、事業団が創設されて以後に慎重に検討して実施をさせていただきますと思っております。例示されておるが、その関係いたします分野として例示されておる第二十一条一項三号のところに「文化、交通、通信、衛生、生活環境等」というふうな例示されておりますので、そういったような分野が主として対象のところに入ってくるというふうな御理解願えればたいへんありがたいと思ひます。

○羽生三七君 ちょっといまのところに関連して一点だけ。

いまのあと、後段の点についてですが、たとえば開発援助を行なう場合に、この条文で見ると「地方公共団体その他の公共的団体」の場合とありますが、そういう場合に、政府が何かうしろだてで保証するんですか。地方公共団体あるいはその他の公共団体自身が相手の主体になるのか、それの背景となるものが政府であつて何らかの保証をするのか、その辺はどういうことになつておるのか承りたい。

○政府委員(御巫清尚君) ただいま羽生先生の御指摘になりましたのは、いまの法案の第二十一条一項三号の八号の中の文章のことであると思ひますが、ここで申しておりますことは、まず第一番

目に、日本政府と、それからこの国際協力事業団によります各種の経済協力を受ける相手国政府との間に、一号の冒頭に掲げておりますように、まず政府同士の約束ができる、それからその上で、今度はその相手国の、開発途上地域にあります国の政府または地方公共団体あるいはその他の公共的な団体、これはどういうものになるかは、そのときときによつて違ふと思ひますが、そういうところからこの事業団に向かつて委託があつた場合に、この事業団がみずからこの整備事業を行なうことができるという規定でございまして、そのときのお金はどうなるかという問題は、この八号では直接触れておらないという形でございまして、いま政府の保証とかいうようなことをお考えでございませうが、それはそのときそのときのお金をどこから持ち出すかというのによつて変わってくるのではないかとこのように考えております。

○羽生三七君 それはそれでいいんですがね。やっぱりその点は、そのときのケース・バイ・ケースでしょうが、そのときの事情によることもあろうけれども、やはりその国の政府の背景がなければ非常に不安定なものになるので、これは明確にしておく必要があると思ひますが。

○政府委員(御巫清尚君) その点につきましては、冒頭に申し上げましたように、相手国政府と日本政府との間の約束がまずでき上るということが前提でございませうから、その点は明確にはならないというふうな存じております。

○羽生三七君 明確にならない……。

○政府委員(御巫清尚君) 不明確な点は残されないうふうな存じております。

○委員長(伊藤五郎君) 本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後零時十二分散会